

第37号議案

芦屋市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

芦屋市職員の配偶者同行休業に関する条例を別紙のように定める。

平成26年6月9日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

地方公務員法の一部改正に伴い、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市職員の配偶者同行休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6第1項、第2項、第6項、第7項、第8項及び第11項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業（法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認)

第2条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が、配偶者同行休業をすることを承認することができる。

(配偶者同行休業の期間)

第3条 法第26条の6第1項の条例で定める期間は、3年とする。

(配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)

第4条 法第26条の6第1項の条例で定める事由は、次に掲げる事由（6月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。第7条において「配偶者外国滞在事由」という。）とする。

- (1) 外国での勤務
- (2) 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であって外国に所在するものにおける修学（前2号に該当するものを除く。）

(配偶者同行休業の承認の申請)

第5条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者（法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。以下同じ。）が当該期間中に外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

(配偶者同行休業の期間の延長)

第6条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が第3条に規定する期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

2 第2条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第7条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。
- (2) 配偶者同行休業をしている職員が、芦屋市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和28年芦屋市条例第26号）第12条第1項に規定する産前休暇又は同条第3項に規定する産後休暇を取得することとなったこと。
- (3) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業を承認することとなったこと。

(届出)

第8条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 配偶者が死亡した場合
- (2) 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合
- (3) 配偶者と生活を共にしなくなった場合
- (4) 前条第1号又は第2号に掲げる事由に該当することとなった場合

(配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)

第9条 任命権者は、第2条又は第6条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間（以下この項及び次項において「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第2号に掲げる任用は、申請期間について1年を超えて行うことができない。

- (1) 申請期間を任用の期間（以下この条において「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用

(2) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあっては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

3 任命権者は、第1項の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、あらかじめ、当該職員の同意を得なければならない。

(職務復帰後における号給の調整)

第10条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(退職手当の取扱い)

第11条 芦屋市職員の退職手当に関する条例（昭和30年芦屋市条例第1号。以下「退職手当条例」という。）第7条の4第1項及び第8条第4項又は芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例（昭和36年芦屋市条例第28号。以下「学校職員退職手当条例」という。）第6条の5第1項及び第7条第4項の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、退職手当条例第7条の4第1項又は学校職員退職手当条例第6条の5第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 配偶者同行休業をした期間についての退職手当条例第8条第4項又は学校職員退職手当条例第7条第4項の規定の適用については、これらの規定中「その月数の2分の1に相当する月数（地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間については、その月数）」とあるのは、「その月数」とする。

(補則)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(芦屋市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

2 芦屋市職員の育児休業等に関する条例（平成4年芦屋市条例第24号）の一部を

次のように改正する。

第2条第1号中「育児休業法」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の6第7項又は育児休業法」に改める。

第7条の2第1号中「育児休業法」を「地方公務員法第26条の6第7項又は育児休業法」に改める。

（芦屋市職員の厚生制度に関する条例の一部改正）

- 3 芦屋市職員の厚生制度に関する条例（昭和38年芦屋市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第22条第5項」の次に「又は第26条の6第7項第2号」を加える。

（芦屋市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

- 4 芦屋市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年芦屋市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

（4） 職員の休業に関する状況

（芦屋市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

- 5 芦屋市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和34年芦屋市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第13条の3の次に次の1条を加える。

（配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与）

第13条の4 地方公務員法第26条の6第1項の規定による承認を受けた職員には、配偶者同行休業をしている期間については、いかなる給与も支給しない。

（芦屋市病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

- 6 芦屋市病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成21年芦屋市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第22条の次に次の1条を加える。

（配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与）

第22条の2 地方公務員法第26条の6第1項の規定による承認を受けた職員には、配偶者同行休業をしている期間については、いかなる給与も支給しない。

芦屋市職員の配偶者同行休業に関する条例要綱

1 制定の趣旨

地方公務員法の一部改正に伴い、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

2 制定の内容

(1) 配偶者同行休業の承認（第2条関係）

任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、配偶者同行休業をすることを承認することができる。

(2) 配偶者同行休業の期間（第3条関係）

配偶者同行休業の期間は、3年とする。

(3) 配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由（第4条関係）

配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由（6月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。）は、次のとおりとする。

ア 外国での勤務

イ 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの

ウ 学校教育法による大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であって外国に所在するものにおける修学（ア及びイに該当するものを除く。）

(4) 配偶者同行休業の承認の申請（第5条関係）

配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者が当該期間中に外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

(5) 配偶者同行休業の期間の延長（第6条関係）

配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き

続き配偶者同行休業をしようとする期間が3年を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

(6) 配偶者同行休業の承認の取消事由（第7条関係）

配偶者同行休業の承認の取消事由は、次のとおりとする。

ア 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が(3)の事由に該当しないこととなったこと。

イ 配偶者同行休業をしている職員が、芦屋市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例に規定する産前休暇又は産後休暇を取得することとなったこと。

ウ 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律の規定による育児休業を承認することとなったこと。

(7) 届出（第8条関係）

配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

ア 配偶者が死亡した場合

イ 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合

ウ 配偶者と生活を共にしなくなった場合

エ (6)ア又はイの事由に該当することとなった場合

(8) 配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用（第9条関係）

ア 任命権者は、配偶者同行休業又は配偶者同行休業の期間の延長の申請があった場合において、当該申請に係る期間（以下「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、(イ)の任用は、申請期間について1年を超えて行うことができない。

(ア) 申請期間を任用の期間（以下「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用

(イ) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

イ 任命権者は、任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあっては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

ウ 任命権者は、任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、あら

はじめ、当該職員の同意を得なければならない。

(9) 職務復帰後における号給の調整（第10条関係）

配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(10) 退職手当の取扱い（第11条関係）

芦屋市職員の退職手当に関する条例又は芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例に規定する退職手当の調整額及び勤続期間の計算について、配偶者同行休業をした期間は、現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

3 施行期日等

(1) 公布の日

(2) 芦屋市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

育児休業をすることができない職員及び育児短時間勤務をすることができない職員に、配偶者同行休業に伴い任期を定めて採用された職員を加える。

(3) 芦屋市職員の厚生制度に関する条例の一部改正

芦屋市職員互助会を組織する職員から、配偶者同行休業に伴い任用された臨時的任用職員を除く。

(4) 芦屋市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正

人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項に、職員の休業に関する状況を加える。

(5) 芦屋市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正

配偶者同行休業の承認を受けた職員には、配偶者同行休業をしている期間については、いかなる給与も支給しないこととする。

(6) 芦屋市病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正

配偶者同行休業の承認を受けた職員には、配偶者同行休業をしている期間については、いかなる給与も支給しないこととする。

地方公務員法抜粋

(自己啓発等休業)

第26条の5 (第1項省略)

2 自己啓発等休業をしている職員は、自己啓発等休業を開始した時就いていた職又は自己啓発等休業の期間中に異動した職を保有するが、職務に従事しない。

3 自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

(第4項及び第5項省略)

6 前各項に定めるもののほか、自己啓発等休業に関し必要な事項は、条例で定める。

(配偶者同行休業)

第26条の6 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例で定めるところにより、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が、3年を超えない範囲内において条例で定める期間、配偶者同行休業（職員が、外国での勤務その他の条例で定める事由により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第5項及び第6項において同じ。）と、当該住所又は居所において生活を共にするための休業をいう。以下この条において同じ。）をすることを承認することができる。

2 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が前項の条例で定める期間を超えない範囲内において、条例で定めるところにより、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

(第3項から第5項まで省略)

6 任命権者は、配偶者同行休業をしている職員が当該配偶者同行休業に係る配偶者と生活を共にしなくなつたことその他条例で定める事由に該当すると認めるときは、当該配偶者同行休業の承認を取り消すものとする。

7 任命権者は、第1項又は第2項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る期間（以下この項及び次項において「申請期間」という。）について職員

の配置換えその他の方法によつて当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、条例で定めるところにより、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第2号に掲げる任用は、申請期間について1年を超えて行うことができない。

- (1) 申請期間を任用の期間（以下この条において「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用
- (2) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

8 任命権者は、条例で定めるところにより、前項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあつては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

(第9項及び第10項省略)

11 前条第2項、第3項及び第6項の規定は、配偶者同行休業について準用する。